

## 垂水市の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

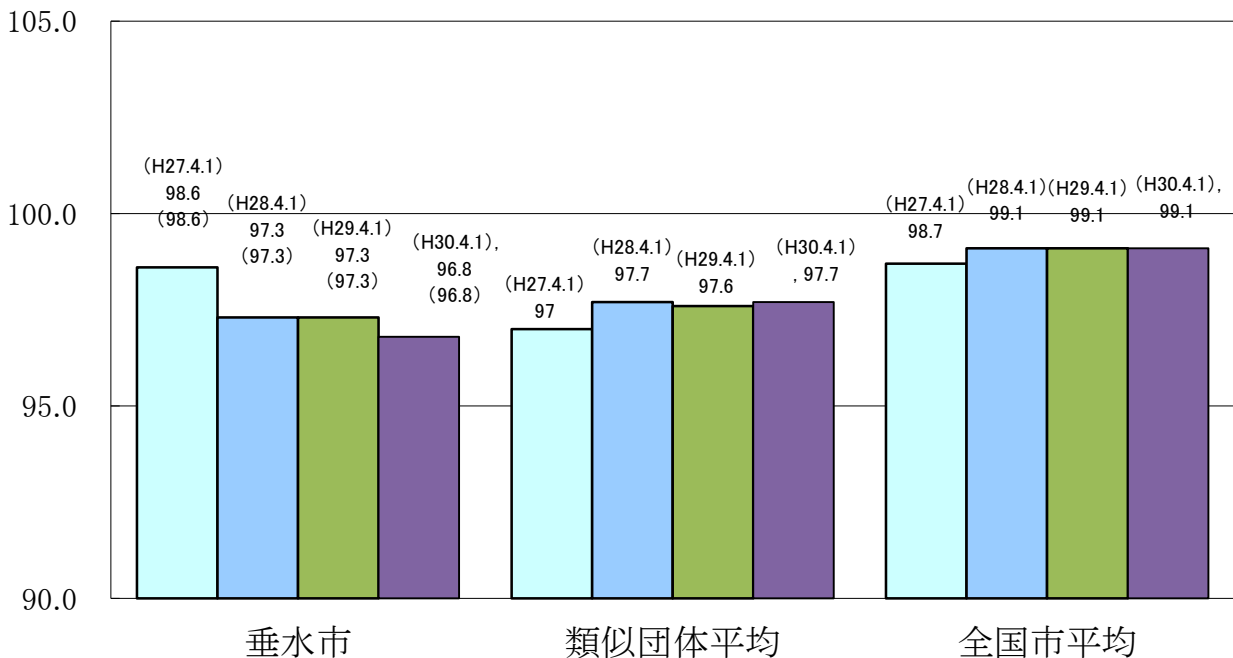
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
平成29年度	人 15,049	千円 13,520,507	千円 249,939	千円 1,895,149	% 14.0	% 16.2

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	人 200	千円 759,503	千円 106,738	千円 295,146	千円 1,161,387	千円 5,807	千円 5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 ※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み



- (4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載していません。  
垂水市は人口15万人未満のため人事委員会を設置していません。

①月例給 (参考) 国の改定率 0.16%

②特別給(期末・勤勉手当) (参考) 国の年間支給月数 4.45月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施 ]

実施内容

(給料表改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、垂水市においても16%に改定。(平成27年4月1日実施)

(参考)

	平成28年度 の支給割合	平成29年度の支給割合		平成30年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	16%	16%	16%	16%
垂水市の支給割合	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
垂水市	41.3歳	305,450円	338,290円	330,142円
鹿児島県	44.7歳	322,200円	394,441円	355,063円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	42.3歳	316,612円	371,978円	343,315円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
垂水市	56.8歳	7人	365,843円	390,371円	381,914円	—	—	—	—
うち衛生技師	54.7歳	1人	※1	※1	※1	廃棄物処理業従業員	45.8歳	293,000円	—
うち調理技師	56.6歳	4人	363,275円	383,900円	371,900円	調理士	44.7歳	198,500円	1.87
うち学校主事	58.3歳	2人	366,650円	385,750円	384,150円	用務員	55.6歳	207,200円	1.85
鹿児島県	54.2歳	260人	326,200円	371,623円	350,047円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	51.1歳	17人	317,101円	343,418円	330,171円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
垂水市	—	—	—
うち衛生技師	※1	4,038,000円	—
うち調理技師	6,402,631円	2,694,200円	2.38
うち学校主事	6,479,164円	2,808,700円	2.31

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成27～29年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※1 技能労務職員の各職種数が1人の場合、個人収入の特定につながるため記載しておりません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	垂 水 市	鹿 児 島 県	国	
一般行政職	大 学 卒	168,600 円	179,700 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	147,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	147,100 円	154,400 円	— 円
	中 学 卒	— 円	136,900 円	— 円

※ 本市では初級試験のみを実施しているため、数値は初級試験採用者の額を記載。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	246,117 円	※勤続20年前後平均 313,700 円	375,733 円	※勤続30年前後平均 392,740 円
	高 校 卒	※勤続10年前後平均 208,650 円	※勤続20年前後平均 309,200 円	※勤続25年前後平均 355,800 円	※勤続30年前後平均 379,233 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	366,650 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

※ 在職者に標記区分の対象者がいない場合又は少ない場合は直近の在職者で記載しています。

※ 技能労務職については経験年数対象者がいないため、対象職員の平均で記載。（平均勤続年数35年）

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

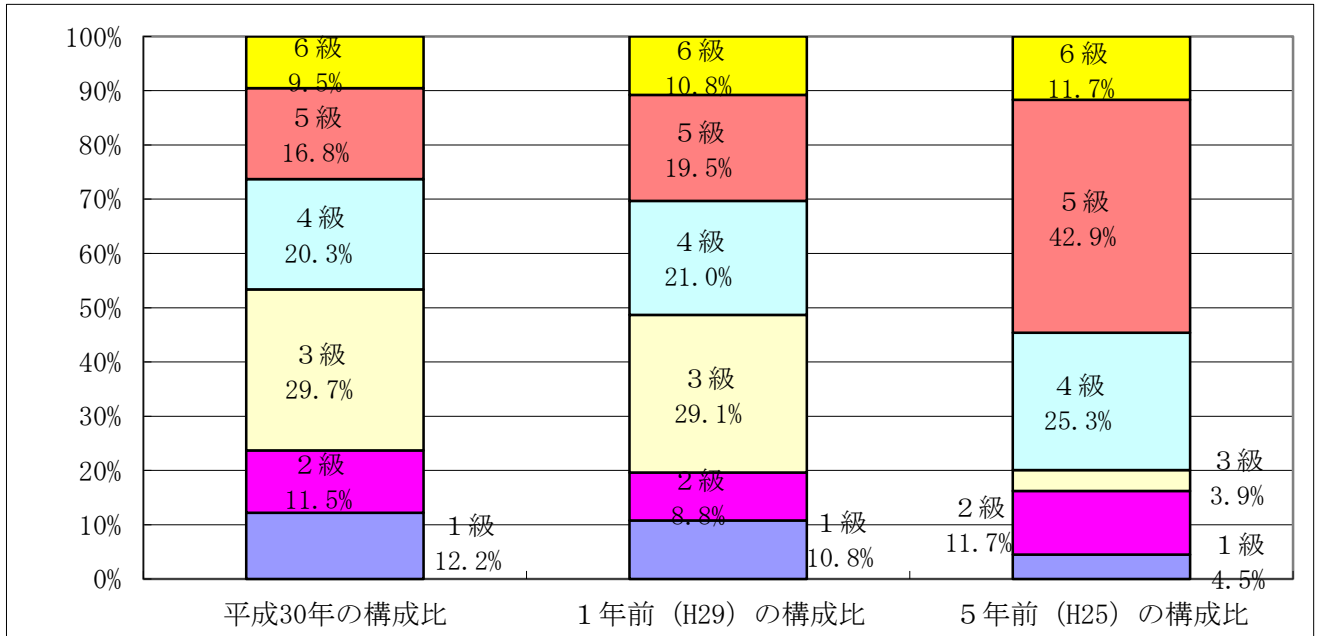
## (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	特に重要な業務を所掌する課長の職務	人	%	円 362,300	円 444,500
6 級	課長、議世事務局長 又は各委員会の事務局の長の職務 参事の職務	14 人	9.5 %	円 318,500	円 409,800
5 級	課長補佐、次長、主幹又は技幹の職務	25 人	16.8 %	円 288,000	円 392,600
4 級	係長、副主幹又は副技幹の職務	30 人	20.3 %	円 262,000	円 380,600
3 級	主任主事又は主任技師の職務 主査又は技術主査の職務	44 人	29.7 %	円 228,900	円 349,600
2 級	高度の知識又は経験を必要とする 主事又は技師の職務	17 人	11.5 %	円 192,700	円 303,800
1 級	主事補又は技師補の職務 主事又は技師の職務	18 人	12.2 %	円 142,600	円 247,100

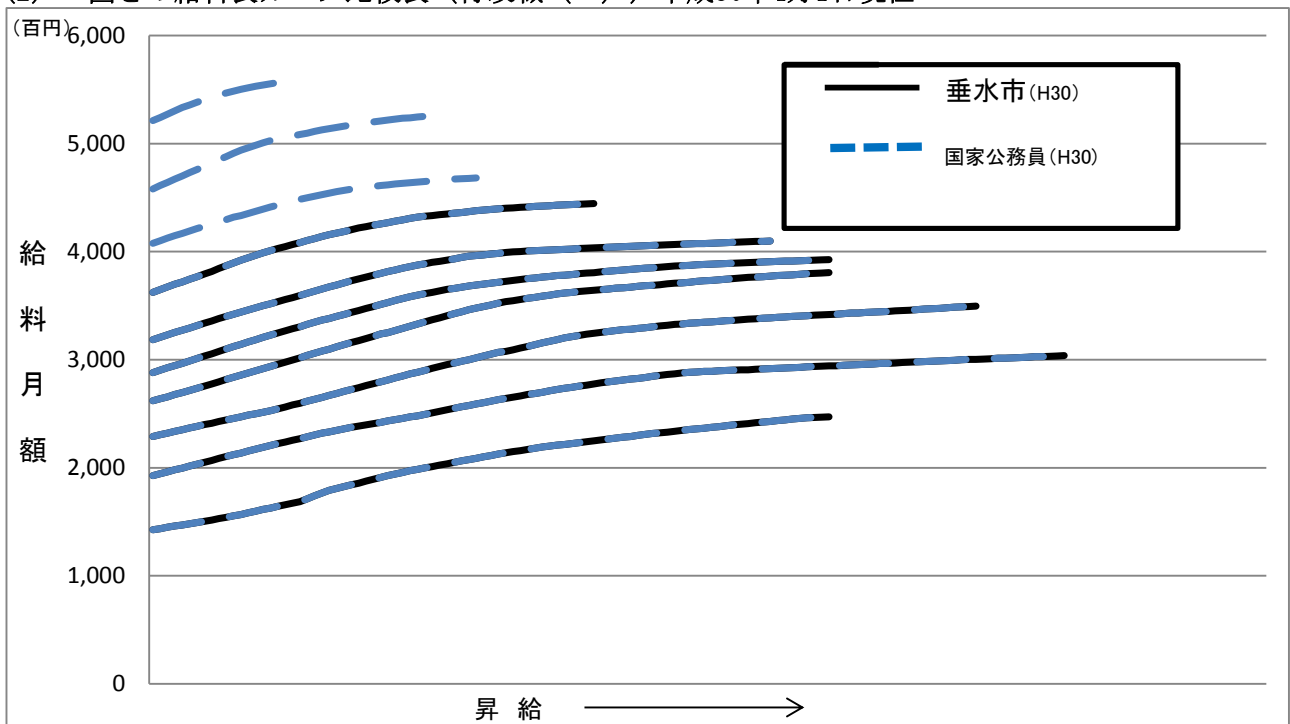
(注) 1 垂水市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

級別職員数の状況（前年度及び5年前との比較）



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））平成30年4月1日現在



(2) 昇給への人事評価の活用状況（垂水市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		○ 未定		○ 未定	

## 4 職員の手当の状況

## (1) 期末手当・勤勉手当

垂水市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,466 千円	1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,682 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## ○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

## (2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

垂水市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	17,390 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当 ※ 本市においては、支給対象及び支給実績はありません。

## (平成30年4月1日現在)

支給実績（平成29年度決算）	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	-			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
-	%	人	-	%
	%	人		%
	%	人		%

## (4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		2,050 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		36,803 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		22.37 %		
手当の種類（手当数）		11 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (H29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
徴収調査等事務 手当	徴収及び調査等事務に 従事する職員	1日4時間以上庁外において、市税等の 徴収、納税督促調査検査事務又はその 補助事務	0千円	1日につき 100円
		1日4時間以上庁外において、差押処分 (動産) 事務又はその補助事務		1日につき 200円
		1日4時間以上庁外において、差押物件 の引揚事務又はその補助事務		1日につき 200円
防疫手当	感染症防疫作業に従事 する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれ がある区域において、感染症の患者 (患者を含む。以下同じ。)若しくは 感染症の疑いのある患者の救護作業又 は感染症の病原体の付着した物件若し くは付着の疑いのある物件の処理作業	0千円	1日につき 150円
社会福祉手当	社会福祉事業に従事す る職員	生活保護法の規定による現業を行う職 員、査察指導を行う職員及び医療扶助 業務を担当する職員	126千円	1月につき 3,500円 10日以上15日未満 1,600円 6日以上10日未満 1,100円
保健指導手当	保健指導業務に従事す る職員	老人保健法、精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律又は結核予防法の規 定による在宅の訪問指導等	0千円	1日につき 150円
行旅病人及び行 旅死亡人取扱手 当	行旅病人及び行旅死亡 人の取扱業務に従事す る職員	行旅病人の保護、移送	0千円	1日につき 300円
		行旅死亡人の収容		1日につき 1,000円
清掃作業手当	清掃業務に従事する職 員	環境センター及びと畜場において、汚 泥、汚物又は異物の除去作業等 河川、山中等に不法投棄されたごみの 回収処理作業	94千円	1日につき 200円
へい死動物処理及 び動物等捕獲・駆 除作業手当	へい死動物処理及び動 物等捕獲・駆除作業に 従事する職員	犬猫等のへい死小動物の処理作業、野 犬又は野猿及び逃走家畜等の捕獲作 業及び蜂等忌避動物の駆除作業	44千円	1件につき 200円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事す る職員	外勤して公共用地の取得に関する事業 又はこれらの事業に関連する事業に必 要な土地の取得のために行う交渉業務	0千円	1日につき 500円
夜間特殊業務手 当	消防業務に従事する消 防職員	交代制勤務を行っているものが、深夜 (午後10時後翌日の午前5時までの間 をいう。)において行われる火災の防 止等の業務	1105千円	深夜の勤務時間が 5時間を超えるとき 1回470円 2時間以上5時間未満 1回320円 2時間未満 1回250円
救急業務手当		救急業務		577千円
国土調査手当	国土調査業務に従事す る職員	国土調査のため現地踏査の業務	522千円	1日につき 300円
緊急業務手当	水道課職員（市長事務 部局）	勤務時間外に、突発的事故により招集 を受け復旧工事等緊急工事に係る業務 に従事したとき又は上司からこの業務 のための市内待機を命ぜられたとき	※普通会計で の支出なし	1日につき 1,000円
徴収停水業務手 当	水道課職員（市長事務 部局）	職員が簡水条例第3条の規定によりそ の例によることとされた給水条例第35 条に規定する給水の停止業務に従事し たとき 職員が滞納料金の徴収業務に従事した とき	※普通会計で の支出なし	1日2時間以上の徴収業務 1日につき 100円 給水停止業務 1件につき 100円

## (5) 時間外勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)	16,776 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	85 千円
支給実績 (平成28年度決算)	24,024 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	124 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	①配偶者6,500円 ②22歳までの子10,000円 ③上記以外の扶養親族6,500円 ④扶養親族のうち16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子1人につき加算5,000円	同じ	—	28,096 千円	240,147 円
住居手当	借家居住者 家賃12,000円以上の額に応じて最高27,000円まで	同じ	—	18,226 千円	28,047 円
通勤手当	①電車・バス等を利用する場合 定期代55,000円まで全額支給 ②自家用車等を利用する場合 通勤距離2km以上の距離に応じて3,200～18,400円	異なる	①同じ ②2,000～31,600円	6,680 千円	93,761 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 H19.4.1より定額化 * 臨時的な措置として定額に100分の70を乗じて得た額を支給	同じ	—	7,724 千円	429,240 円
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられた職員及び休日に当然勤務することになっている交替制、現場勤務等の職員に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ	—	12,152 千円	327,367 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額	同じ	—	1,888 千円	49,351 円



## 5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 区 町 村 長	741,000 円 ( 780,000 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 950,000 円 / 259,000 円
	副 市 長	577,150 円 ( 595,000 円 )	772,000 円 / 483,000 円
報 酬	議 長	366,000 円 ( - 円 )	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	283,000 円 ( - 円 )	474,000 円 / 200,000 円
	議 員	261,000 円 ( - 円 )	442,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(平成29年度支給割合) 3.30 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成29年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 78万円×480/100×在職年数	(1期の手当額) 1,497万円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長 備 考	59万5千円×360/100×在職年数	856万円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

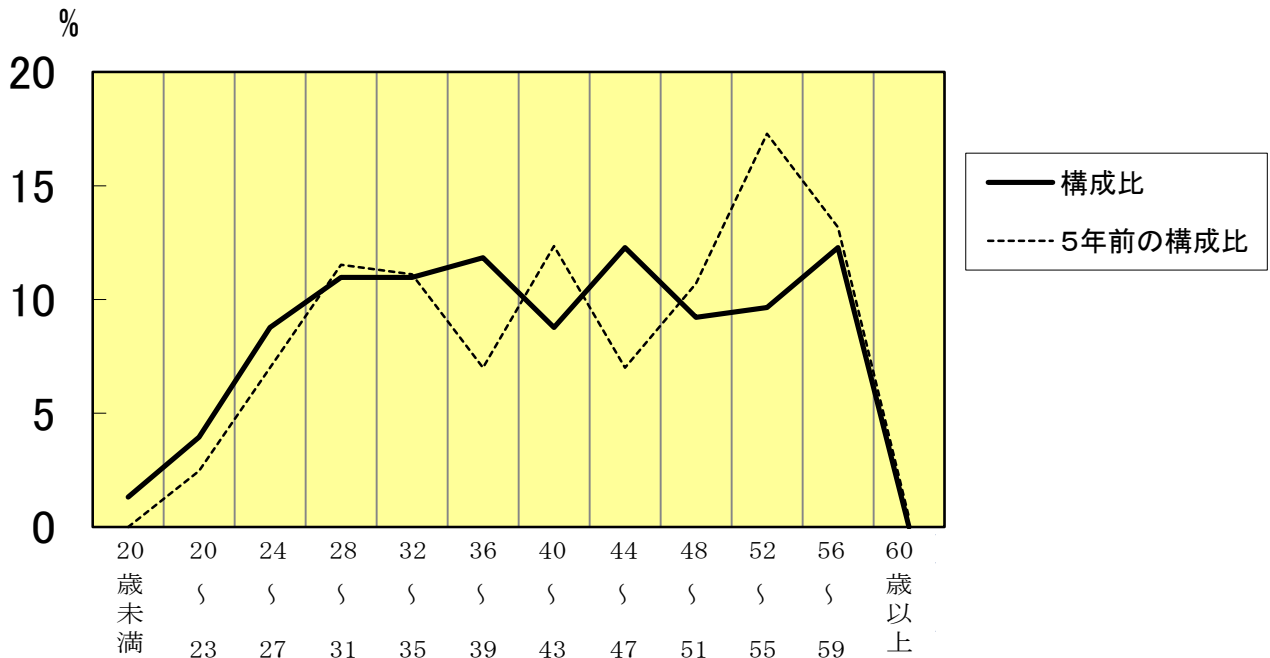
## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年度	平成30年度			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務	45	48	3	企画政策課に庁舎建設係を創設 育休代替に正規職員を配置
		税 務	12	11	△ 1	採用辞退による欠員
		農 林 水 産	22	20	△ 2	農地災害復旧業務の終息により再任用職員を配置した ことによる職員減 地籍調査業務に再任用職員を配置したことによる職 員減
		商 工	6	6	0	
		土 木	11	11	0	
		民 生	14	14	0	
		衛 生	16	16	0	
	計	130	130	0	人口1万人当たり職員数 86.38 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.60 人)	
	教 育 部 門	31	30	△ 1	調理技師1名、学校主事1名を再任用職員を配置した ことによる職員減 国体準備業務の増加による職員増	
消 防 部 門	43	43	0			
小 計	204	203	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.63 人)		
公 営 会 計 業 務 部 門 等	水 道	7	6	△ 1	水道業務を再任用職員に見直し	
	下 水 道	0	0	0		
	そ の 他	20	19	△ 1		
	小 計	27	25	△ 2	事業縮小による人員配置の見直し	
合 計	231 [ 296 ]	228 [ 296 ]	△ 3 0	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.51 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	9人	20人	25人	25人	27人	20人	28人	21人	22人	28人	0人	228人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減率(率)
一般行政	143	138	135	136	130	130	▲ 13 ( ▲ 9.1%)
教育	34	33	31	31	31	30	▲ 4 ( ▲ 11.8%)
警察							( )
消防	43	44	44	43	43	43	0 ( 0.0%)
普通会計計	220	215	210	210	204	203	▲ 17 ( ▲ 7.7%)
公営企業等会計等	23	24	23	24	27	25	2 ( 0.1%)
総合計	243	239	233	234	231	228	▲ 15 ( ▲ 6.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 ※平成26年度までの教育部門には教育長が含まれます。

## 7 公営企業職員の状況

## (1) 水道事業

## ① 職員給与費の状況

## ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成29年度	千円 216,852	千円 48,580	千円 36,659	% 16.91	% 16.19

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	人 5	千円 19,864	千円 1,957	千円 8,151	千円 29,972	千円 5,994	千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

## イ 特記事項

## ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
垂水市	48.27 歳	314,620 円	500,617 円
団体平均	44.20 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ③ 職員の手当の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

垂水市 (企業職)				垂水市 (一般行政職)			
1人当たり平均支給額 (平成29年度) 1,522 千円				1人当たり平均支給額 (平成29年度) 1,466 千円			
(平成29年度支給割合)				(平成29年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.80 月分		2.60 月分		1.80 月分	
(1.45) 月分		(0.85) 月分		(1.45) 月分		(0.85) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

垂水市 (企業職)			垂水市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
一人当たり平均支給額 千円			一人当たり平均支給額 17,390 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 ※ 本市においては、支給対象及び支給実績はありません。

(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		89 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		17,800 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		100.0 %		
手当の種類(手当数)		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (H29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
緊急業務手当	水道課職員	勤務時間外に、突発的事故により招集を受け復旧工事等緊急工事に係る業務に従事したとき又は上司からこの業務のための市内待機を命ぜられたとき	88千円	1日につき 1,000円
徴収停水業務手当	水道課職員	職員が簡水条例第3条の規定によりその例によることとされた給水条例第35条に規定する給水の停止業務に従事したとき 職員が滞納料金の徴収業務に従事したとき	1千円	1日2時間以上の徴収業務 1日につき 100円 給水停止業務 1件につき 100円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	107 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	21 千円
支給実績(平成28年度決算)	686 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	137 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	①配偶者6,500円 ②22歳までの子10,000円 ③上記以外の扶養親族6,500円 ④扶養親族のうち16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子1人につき加算5,000円	同じ	—	994 千円	248,500 円
住居手当	①借家居住者 家賃12,000円以上の額に応じて最高27,000円まで	同じ	—	302 千円	302,400 円
通勤手当	①電車・バス等を利用する場合 定期代55,000円まで全額支給 ②自家用車等を利用する場合 通勤距離2km以上の距離に応じて3,200~18,400円	同じ	—	38 千円	38,400 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 H19.4.1より定額化 ※臨時的な措置として定額に100分の70を乗じて得た額を支給	同じ	—	429 千円	429,240 円